

【フィリピン】イスラーム埋葬法の制定

海外立法情報課 濵谷 由紀

*2025年4月、カトリック教徒が多数を占めるフィリピンにおいて、イスラーム教徒の遺体は、イスラームの儀式に基づき、適切かつ直ちに埋葬されなければならないと定める法律が制定された。

1 背景及び経緯

フィリピンでは16世紀から始まるスペイン植民地期にキリスト教が広まったが、イスラーム諸王国が存在した南部では19世紀後半までスペインの支配が実質的に及ばなかった。20世紀以降に行われたカトリック教徒農民の南部入植の結果、1970年代以降、分離独立を目指すイスラーム教徒の武装闘争が続いた（ミンダナオ紛争）。現在、フィリピンの世帯人口（約1億866万人）のうち78.8%はカトリック教徒で、イスラーム教徒は6.4%（約698万人）である。一方、ミンダナオ島西部の一部とスールー諸島の一部から構成されるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM）では、イスラーム教徒が世帯人口の90.9%に達する¹。

ミンダナオ紛争の解決を目指すフィリピン政府は、1977年、個人や家族の問題について属人的にイスラーム教徒のみに適用されるイスラーム身分法を制定し、これらの問題を管轄するシャリーア（イスラーム法）裁判所を設置するなど、多元的な法体系を認めた²。2014年にフィリピン政府及び最大の武装組織の間で包括和平合意が成立し、2018年にはBARMM及び自治政府の設立を認めるバンサモロ基本法³が制定され、紛争は終結に近づきつつある⁴。

このような状況の中、2025年4月11日に、共和国法律第12160号「イスラーム教の儀式に基づき、イスラーム教徒の遺体を適切かつ速やかに埋葬することを義務付ける法律」（略称「フィリピン・イスラーム埋葬法」）⁵が成立した（同月21日公布、5月6日施行）。全8か条から成るこの法律は共和国法律であるが、イスラーム教徒のみに属人的に適用される。

2 フィリピン・イスラーム埋葬法の概要

フィリピンのカトリック教徒は、長時間のウェイク（通夜）及び土葬を行う伝統がある⁶。一方、イスラーム教の信仰によれば、（死亡から）次の礼拝の呼び掛けの前に埋葬（土葬）しな

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。

¹ Dennis S. Mapa, “Religious Affiliation in the Philippines (2020 Census of Population and Housing),” 2023.2.22. <<https://psa.gov.ph/content/religious-affiliation-philippines-2020-census-population-and-housing>>

² 渡邊暁子「フィリピン—宗教的多元性を制度化する—」久志本裕子・野中葉編『東南アジアのイスラームを知るための64章』明石書店、2023、pp.163-167。

³ Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao (R.A.11054). <<https://www.officialgazette.gov.ph/2018/07/27/public-act-no-11054/>>

⁴ 落合直之「自治政府の発足まで1年—半世紀に及ぶ『ミンダナオ紛争』のこれから—」『朝日新聞』（デジタル版）2024.6.4. <<https://www.asahi.com/withplanet/article/15281261>>

⁵ An Act Requiring the Proper and Immediate Burial of Muslim Cadavers in Accordance with the Islamic Rites (R.A.12160). <<https://www.officialgazette.gov.ph/2025/04/11/public-act-no-12160/>>

⁶ Edgar D. Mo Montesa, “Grief and Loss: Catholic Filipino Traditions,” *International Journal of Faith Community Nursing*, 10(1), 2024.11, p.52. <<https://digitalcommons.wku.edu/ijfcn/vol10/iss1/6>> なお、カトリック教会の火葬容認、土葬費用の上昇のため、火葬するカトリック教徒の数は増加している。Janvic Mateo, “More Pinoys want cremation,” *The Philippine Star*, 2012.11.1. <<https://www.philstar.com/headlines/2012/11/01/862206/more-pinoys-want-cremation>>

ければ魂の障りとなるため、死後 24 時間以内に埋葬が行われる必要がある⁷。大統領令第 856 号「公衆衛生法典」は、死亡証明書の発給後の埋葬及び死後 48 時間以内の死亡登録を義務付けている⁸。フィリピン・イスラーム埋葬法の制定により、イスラーム教徒に限り、死亡証明書の発給及び未払の医療費等の清算を待つことなく埋葬することが可能になった。

(1) 基本原則（第 2 条）

フィリピンのイスラーム教徒に対し、宗教的慣習及び信仰に基づき死者を適切かつ速やかに埋葬する権利、特に次の礼拝への呼び掛けの前に埋葬する権利を認め、かつ、尊重する。

(2) 埋葬及び死亡報告の迅速な実施（第 3 条）

埋葬は死亡証明書の有無にかかわらず、速やかに行うものとする。埋葬の儀式を行った者又は死亡した者の近親者は、埋葬日から 14 日以内に、保健管理官⁹に対し死亡の報告を行い、保健管理官は、死亡証明書を準備し、死因を確定するものとする。

(3) イスラーム教徒の遺体の引渡し（第 4 条、第 5 条）

病院、医療従事者、葬儀場、遺体安置所、拘置所、刑務所その他の類似の施設又は遺体を保管する者は、遺体を 24 時間以内に引き渡すものとする。遺体は、白い布で包まれ、気密性があり、非透過性の納体袋又は木製の棺に収められるものとする。病院からの請求書、医療費、専門家報酬、葬儀場代、遺体を包む布¹⁰の費用、その他の料金等の未払は、遺体の引渡しを行わない理由にならない（第 4 条）。遺体の引渡しを行わない者又は団体は、1 か月以上 6 か月以下の拘禁刑若しくは 5 万ペソ¹¹以上 10 万ペソ以下の罰金又はそれらの併科に処せられる（第 5 条）。

(4) 施行規則の公布（第 6 条）

保健省及びフィリピン・ムスリム国家委員会¹²は、施行後 120 日以内に施行規則を公布するものとする。

3 制定後の動向

居住地で適切な墓地が得られないイスラーム教徒は、遺体をミンダナオ島に移送している¹³。全ての自治体に対し、イスラーム教徒、先住民等にとって適切な公有墓地の設置を求める法律案が、2025 年 7 月現在、両議院で可決されたが、大統領による署名はまだ行われていない¹⁴。

⁷ Explanatory note on H. No. 5594, 19th Cong. 1st. sess. (2022), An Act to Facilitate the Immediate Burial of Muslim Cadaver in Accordance with the Islamic Rites and for other Purposes, [p.1]. <https://docs.congress.hrep.online/legisdocs/basic_19/HB05594.pdf> なお、イスラーム教徒は 1 日に 5 回礼拝を行う。

⁸ Code on Sanitation, Pres. Decree No. 856, (1975). <<https://www.officialgazette.gov.ph/1975/12/23/presidential-decree-no-856-s-1975/>> 死亡登録の際には死亡証明書を要する。イスラーム教の伝統を理由に死亡証明書なしの埋葬が事実上容認されていた BARMM では、2021 年段階で死亡登録率は 42% にすぎなかったという問題も生じている。John Eric Mendoza, “BARMM Has ‘Very Low’ Death Registration due to Islamic Tradition: PSA,” INQUIRER.net, 2024.5.27. <<https://newsinfo.inquirer.net/1945385/barmm-has-very-low-death-registration-due-to-islamic-tradition-psa>>

⁹ 保健事務所の責任者である地方任命官。自治体国際化協会シンガポール事務所「フィリピンの地方自治」『CLAIR REPORT』509 号, 2021.3, pp.39-40. <<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/509.pdf>>

¹⁰ 遺体を水で清めること、遺体を布で包むこと及び葬儀の祈りはイスラーム教徒の連帯義務とされる。Ustadz Abdulhadi T. Daguit, 2020. “Islamic Burials in Times of Pandemic,” *Covid-19 and Islamic Burials: Safeguarding the Dignity of the Dead*, Quezon: The University of the Philippines Center for Integrative and Development Studies, p.21. <<https://cids.up.edu.ph/wp-content/uploads/2022/02/webinar-proceedings-covid19-islamic-burials-upcids-online.pdf>>

¹¹ 1 ペソは約 2.61 円（令和 7 年 7 月分報告省令レート）。

¹² イスラーム教徒のフィリピン人コミュニティに影響を与える政策等を管轄する大統領府に設置された機関。

¹³ Explanatory note on S. No. 2587, 19th Cong. 1st. sess. (2022), An Act Recognizing the Proper Burial of Muslim Filipinos, Indigenous Peoples, and Other Denominations, Providing for Appropriate Burial Grounds in Public Cemeteries, Appropriating Funds Therefor, and for Other Purpose. <https://docs.congress.hrep.online/legisdocs/basic_19/HB02587.pdf>

¹⁴ “Legislative History.” Senate website <https://web.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=19&q=SBN-1273>